

令和4年12月浜田市議会定例会議 弥栄支所関係議案について

1. 条例を廃止する条例について

(1) 弥栄村定住化住宅建築資金利子助成に関する条例を廃止する条例

この条例に基づき利子助成を行う者の全ての償還が完了したことから、条例を廃止するものです。

2. 指定管理者の指定について

(1) 浜田市弥栄火葬場

指定管理者 有限会社ライフサポート

浜田市長浜町 1595 番地

指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

(2) 浜田市農産物集出荷貯蔵施設

指定管理者 弥栄村施設野菜組合

浜田市弥栄町稲代 95 番地 5

指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

(3) 浜田市地域資源循環活用施設

指定管理者 島根県農業協同組合いわみ中央地区本部

浜田市黒川町 3741 番地

指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

3. 財産の無償譲渡について

(1) 浜田市消防団西部方面隊弥栄地域旧杵束分団3班消防ポンプ車庫 建物

所在地 浜田市弥栄町野坂 267 番地 1

譲渡の条件 財産の譲渡を受けた日の翌日から起算して10年間は、地域住民が使用する自主防災組織用資機材及び自治会の備品等を保管する倉庫として使用すること。

相手方 野坂自治会

(2) 浜田市消防団西部方面隊弥栄地域旧杵束分団4班消防ポンプ車庫 建物

所在地 浜田市弥栄町木都賀イ 1027 番地 3

譲渡の条件 財産の譲渡を受けた日の翌日から起算して10年間は、地域住民が使用する自主防災組織用資機材及び自治会の備品等を保管する倉庫として使用すること。

相手方 仲三自治会